

年金お受取の お客様限定『慶び』

ご利用
いただける方

- ・当金庫で年金をお受取りの方
- ・当金庫で年金のお受取りを指定された方
- ・当金庫で年金のお受取りを予約された方(55歳以上の方)

預入額 100円以上 ~ 1,000万円以内

適用金利
(年利)

1年 店頭表示金利+

0.175% (税引前)

3年 店頭表示金利+

0.185% (税引前)

5年 店頭表示金利+

0.195% (税引前)

※ご注意: 今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。

初回満期日以降は、同じ期間の年金専用金利上乘せ定期預金「慶び」に自動継続されます。

※当初預入金額が1,000万円未満で自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。
満期日前の中途解約時には、スーパー定期、スーパー定期300、大口定期の中途解約利率を適用します。

さらに3つの特典

特典1

当金庫設置ATM時間外手数料無料!

※年金お受取口座限定 ※年金振込みがあった月の翌月15日から無料になります。

特典2

お誕生月にささやかなプレゼント!

特典3

中国5県の宿泊施設の割引クーポン券を
プレゼント!



中央しんきん

URL : <https://www.shimanechuuou.co.jp>

平成 29年 9月 25日現在

年金専用金利上乗せ定期預金「慶び」商品概要説明書

年金専用金利上乗せ預金「慶び」は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、契約時に店頭でお渡しする別冊「預金規定集」をご一読ください。

(平成 29 年 9 月 25 日現在)

商品名	年金専用金利上乗せ定期預金「慶び」	
取扱期間	取扱期間は定めません。ただし、市場環境等によっては取扱いを中止することがあります。	
ご利用頂ける方	●当金庫で年金をお受取りの方 ●当金庫で年金のお受取りを指定された方 ●当金庫で年金のお受取りを予約された方（55歳以上の方）	
基本商品	スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期	
預入期間	〔複利型〕 預入金額 1,000 万円未満 3年・5年 〔単利型〕 預入金額 1,000 万円未満 1年 預入金額 1,000 万円 1年・3年・5年（自動継続は元金継続に限りです）	
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	100 円以上
	預入限度額	1,000 万円
	預入単位	1 円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。	
利息	適用金利	スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期の店頭金利に次の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●1年 店頭金利 + 0.175% ●3年 店頭金利 + 0.185% ●5年 店頭金利 + 0.195% ※ご注意：今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。
	利払方法	〔複利型〕 満期日以後に一括して支払います。 〔単利型〕 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
	計算方法	〔複利型〕 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算 〔単利型〕 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優をご利用いただけます。	
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間の年金専用金利上乗せ定期預金「慶び」に自動継続されます。 ※当初預入金額が 1,000 万円未満で自動継続時に継続金額が 1,000 万円を超える場合は書替手続が必要となります。	
中途解約時の取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には、スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期の中途解約利率を適用します。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。）	
手数料	-	
付加できる特約事項	「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに 0.5% 上乗せした利率。）	
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス室（9 時～17 時、電話：0853-20-1000）までお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室若しくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口までお気軽におたずねください。



URL : <https://www.shimanechuuou.co.jp>